第百九十条第十号から第十三号までを削る。

第百九十四条から第百九十六条までを削り、第百九十三条を第百九十五条とする。

第百九十二条第四号、第六号及び第七号中「（農業協同組合等検査に関することを除く。）」を削り、同条を第百九十四条とする。

第百九十一条を第百九十三条とし、第百九十条の次に次の二条を加える。

（地域連携課の所掌事務）

第百九十一条　地域連携課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関すること。

二　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の海外事業活動に関すること。

三　農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の振興のための農林水産業又は食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業とこれらに関連する事業との連携に関すること。

（食品企業課の所掌事務）

第百九十二条　食品企業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　飲食料品（米穀を主な原料とするものを除く。）及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

二　農畜産物、飲食料品及び油脂の流通の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関すること。

三　農林水産省の所掌事務に係るバイオマスその他の資源の有効な利用の確保に関すること。

四　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における資源の有効な利用の確保に関する事務の総括に関すること。

五　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること（生産部及び地域連携課の所掌に属するものを除く。）。

六　卸売市場の整備及び中央卸売市場の監督に関すること。

七　商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関すること。

八　日本農林規格の制定に関すること。

第百九十七条を第百九十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（食育情報専門官、教育ファーム推進専門官及び地理的表示専門官）

第百九十七条　地域食品課に、食育情報専門官二人及び教育ファーム推進専門官一人を置く。

2　食育情報専門官は、命を受けて、地方農政局の管轄区域内における健全な食生活その他の食料の消費に関する知識の普及及び情報の提供に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

3　教育ファーム推進専門官は、地方農政局の管轄区域内における食料の消費の増進、改善及び調整の観点からの農林水産業に関する知識の普及及び情報の提供に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

4　第一項に規定するもののほか、関東農政局、中国四国農政局及び九州農政局の経営・事業支援部地域食品課に、それぞれ地理的表示専門官一人を置く。

5　地理的表示専門官は、地方農政局の管轄区域内における特定農林水産物等の名称の保護に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第百九十七条の二を削る。

第百九十九条を次のように改める。

（農村振興部に置く課等）

第百九十九条　農村振興部に、次の十課を置く。

設計課

農村計画課

土地改良管理課

農村環境課

事業計画課

用地課

水利整備課

農地整備課

地域整備課

防災課

2　前項に掲げるもののほか、九州農政局の農村振興部に事業管理調整官一人を、東北農政局の農村振興部に福島復旧復興対策官一人を置く。

第二百四条を削る。

第二百三条中「資源課」を「農村環境課」に改め、同条を第二百四条とする。

第二百二条の見出しを「（農村環境課の所掌事務）」に改め、同条中「資源課」を「農村環境課」に改め、同条に次の一号を加える。

五　鳥獣害の防除に関すること。

第二百二条を第二百三条とする。

第二百一条第一号中「（農業協同組合等検査に関することを除く。）」を削り、同条を第二百二条とする。

第二百条の見出しを「（農村計画課の所掌事務）」に改め、同条中「農村振興課」を「農村計画課」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　農業の有する多面的機能の発揮の促進に関すること。

第二百条中第九号を削り、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を削り、第五号を第七号とし、同条第四号中「、水」を削り、同号を同条第六号とし、同条中第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するための支援に関すること。

第二百条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　高齢者の農業に関する活動の促進に関すること。

第二百条第十三号を削り、同条を第二百一条とし、第百九十九条の次に次の一条を加える。

（設計課の所掌事務）

第二百条　設計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農村振興部の所掌に属する事務の調整に関すること。

二　土地改良事業の工事の設計に関すること。

三　土地改良事業に関する長期計画に関すること。

四　水資源の農業上の利用の確保に関すること。

五　農業水利に関すること。

六　土地改良事業に用いる機械器具の管理に関すること。

七　前各号に掲げるもののほか、農村振興部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第二百五条から第二百九条までを削り、第二百十条を第二百五条とし、第二百十一条を第二百六条とし、第二百十二条を第二百七条とする。

第二百十三条第三号を削り、同条を第二百八条とする。

第二百十四条を第二百九条とする。

第二百十五条中「整備部」を「農村振興部」に改め、同条を第二百十条とする。

第二百十五条の二中「整備部」を「農村振興部」に改め、同条を第二百十一条とする。